

令和8年度

委 託 名 : 積算システム等保守委託業務

履 行 箇 所 : 沖縄県庁内

履 行 期 間 : 契約締結日の翌日 ~ 令和9年3月31日

特 記 仕 様 書

第1条 (業務の内容)

本業務は、沖縄県土木工事積算システム (以下、「積算システム」とする)、土木建築部情報ネットワーク等に係る保守管理及び土木工事積算システムの運営に関する、別紙仕様書に示す業務を行うものとする。

第2条 (業務の範囲)

1. 受注者は積算システムに関連する使用環境 (ネットワーク等) に関する専門知識の提供を発注者の求めに応じて行うものとする。
2. 受注者は積算システムに関する調査・分析を発注者の求めに応じて行うものとする。
3. 受注者は積算システムに係るシステム資源に変更が生じた場合は、積算システムに必要な修正を発注者の求めに応じて行うものとする。

第3条 (目的外使用の禁止)

本委託に必要な資料は、発注者が提供するが、その取扱いについては委託目的外に使用または第三者に提供してはならない。

第4条 (業務報告書)

受注者は第2条の内容について業務報告書を作成し、月ごとに整理し、監督員に提出・報告するものとする。

第5条 (作業日数)

1. 本委託業務に係る作業日数は、週1回とし、半日程度作業の49回とする。
2. その勤務時間は「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」「同規則」に準ずるものとする。

第6条 (担当技術者及び管理技術者)

本委託について積算システムに関連する使用環境 (ネットワーク等) に精通した担当技術者及び管理技術者を受注者において選任し、発注者に通知するものとする。また、担当技術者及び管理技術者を変更する場合も同様とする。

受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務に精通した実務経験者を管理技術者に定め適切な人員を配置して業務目的を達成する。

第7条 (成果品)

受注者は、第4条の規定により得られた成果は書類にして整理するものとし提出する数量は1部とする。

第8条 (疑義)

本委託業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合は、その都度、受・発注者協議して定める。